

平成 23 年 3 月第 1 回市議会定例会 議案等概要

1 日 程

(1)	議会運営委員会	2月25日(金)
(2)	招集告示	2月25日(金)
(3)	開 会	3月 8日(火)
(4)	追加提案	3月16日(水)
(5)	全員協議会	3月23日(水)
(6)	追加提案	3月23日(水) 人事

2 提出案件

(1)	報 告	1 件
(2)	条 例	9 件 (うち 1 件追加提出)
(3)	予 算	1 1 件
(4)	市道の認定等	5 件
(5)	補正予算	9 件
(6)	人 事	1 件
	計	3 6 件

土 浦 市

提出案件一覧

報告（1件）

報告第6号 専決処分の報告について（和解について）

議案

（条例 8件）

議案第2号 土浦市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について

議案第3号 土浦市税条例の一部改正について

議案第4号 土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

議案第5号 土浦市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について

議案第6号 土浦市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第7号 土浦市青少年センター条例の一部改正について

議案第8号 土浦市子育て交流サロン条例の制定について

議案第9号 土浦市新治柔剣道場条例の廃止について

（予算 11件）

議案第10号 平成23年度土浦市一般会計予算

議案第11号 平成23年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算

議案第12号 平成23年度土浦市駐車場事業特別会計予算

議案第13号 平成23年度土浦市国民健康保険特別会計予算

議案第14号 平成23年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算

議案第15号 平成23年度土浦市介護保険特別会計予算

議案第16号 平成23年度土浦市下水道事業特別会計予算

議案第17号 平成23年度土浦市公設地方卸売市場事業特別会計予算

議案第18号 平成23年度土浦市農業集落排水事業特別会計予算

議案第19号 平成23年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計予算

議案第20号 平成23年度土浦市水道事業会計予算

（市道の認定等 5件）

議案第21号 市道の路線の認定について

議案第22号 市道の路線の変更について

議案第23号 市道の路線の廃止について

議案第24号 字の区域の変更について

議案第25号 土浦石岡地方広域市町村圏協議会の廃止について

(条例 追加提出 1件)

議案第26号 土浦市暴力団排除条例の制定について

(補正予算 追加提出 9件)

議案第27号 平成22年度土浦市一般会計補正予算(第11回)

議案第28号 平成22年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1回)

議案第29号 平成22年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算(第2回)

議案第30号 平成22年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)

議案第31号 平成22年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)

議案第32号 平成22年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第4回)

議案第33号 平成22年度土浦市下水道事業特別会計補正予算(第5回)

議案第34号 平成22年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計補正予算

(第3回)

議案第35号 平成22年度土浦市水道事業会計補正予算(第2回)

(人事 最終日提出 1件)

議案第36号 土浦市公平委員会委員の選任の同意について

(注) この資料の内容は、精査の結果異動することがある。

平成 23 年第 1 回市議会定例会 報告

【専決処分の報告について】（1 件）

1 報告第 6 号 専決処分の報告について（和解について）

公用車による物損事故の和解

事故発生日時	平成 22 年 12 月 9 日（木）午後 4 時頃
事故発生場所	土浦市宍塚 2070 番地先（宍塚公民館付近交差点）
相手方	土浦市 男性
原因・状況等	公用車が T 字路交差点を右折する際、相手方車両と接触し破損させた。 過失割合 市 90%，相手方 10%
和解内容	相手方車両損害賠償額 161,129 円 相手方は公用車修理費 67,998 円×10%=6,800 円を賠償する。 その余の請求権の放棄
専決処分した日	平成 23 年 2 月 3 日

平成 23 年第 1 回市議会定例会 議案

【条 例】（8 件）

1 議案第 2 号 土浦市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正 について

改正の趣旨	平成 22 年人事院勧告により、43 歳未満の職員について、給与構造改革期間中の平成 18 年度から平成 21 年度まで抑制されてきた昇給分を回復する。
改正の主な内容	<p>平成 22 年人事院勧告による給与改定を定めた土浦市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平 22 条例 23）付則に所要の規定を加える。</p> <p>○平成 23 年 4 月 1 日において 43 歳に満たない職員のうち、平成 22 年 4 月 1 日に昇給した職員の平成 23 年 4 月 1 日の号給は、通常の 1 号給上位の号給とする。（第 5 項）</p> <p>○育児短時間勤務職員に関する第 5 項の規定適用の読替え（第 6 項） $\text{育児短時間勤務職員の給料} = \text{号給} \times \text{当該職員勤務時間} / 38.75$</p> <p>○その他、育児短時間勤務職員等に関する読替え（第 7, 8 項）</p>
施行日	平成 23 年 4 月 1 日

2 議案第 3 号 土浦市税条例の一部改正について

改正の趣旨	平成 22 年 9 月に実施した事業仕分けの判定結果を踏まえ、市税に係る前納報奨金について見直す。												
改正の主な内容	<p>○個人市民税に係る前納報奨金は、平成 24 年度に廃止する。（第 42 条）</p> <p>○固定資産税及び都市計画税に係る前納報奨金は、交付限度額・交付率を平成 24 年度から段階的に引き下げる（第 70 条）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付限度額</td> <td>10 万円</td> <td>5 万円</td> <td>5 万円</td> </tr> <tr> <td>交付率</td> <td>0.3/100</td> <td>0.3/100</td> <td>0.2/100</td> </tr> </tbody> </table>		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	交付限度額	10 万円	5 万円	5 万円	交付率	0.3/100	0.3/100	0.2/100
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度										
交付限度額	10 万円	5 万円	5 万円										
交付率	0.3/100	0.3/100	0.2/100										
施行日	平成 24 年 4 月 1 日（交付率を引き下げる規定は平成 25 年 4 月 1 日） 改正条例の適用について必要な経過措置を定める。												
その他	平成 23 年度は周知期間とする。												

3 議案第4号 土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

改正の趣旨	県の妊産婦に係る医療福祉費支給制度改革に伴い所要の改正をする。				
改正の主な内容	<p>○県補助の妊産婦の対象疾病が拡充されたため、県の補助を受け市が支給する「対象疾病該当妊産婦」の定義が不要になったことによる規定の削除（第2条第2号）及び以下の号の繰上</p> <p style="text-align: center;">妊産婦の県補助対象疾病</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">新</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷</td> <td>①妊娠高血圧症候群，②糖尿病，③貧血 ④産科出血，⑤心疾患，⑥切迫流産 ⑦妊娠中に発生した医療を要する疾病で医師が特に必要と認めたもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>○県補助対象が「妊産婦にあつては妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷に係る医療」に改まるための支給に関する文言整理（第4条）</p> <p>○「対象疾病該当妊産婦」の定義削除に伴う文言整理（第4条第1項，第5条）</p>	新	旧	妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷	①妊娠高血圧症候群，②糖尿病，③貧血 ④産科出血，⑤心疾患，⑥切迫流産 ⑦妊娠中に発生した医療を要する疾病で医師が特に必要と認めたもの
新	旧				
妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷	①妊娠高血圧症候群，②糖尿病，③貧血 ④産科出血，⑤心疾患，⑥切迫流産 ⑦妊娠中に発生した医療を要する疾病で医師が特に必要と認めたもの				
施行日	平成23年4月1日 改正前に医療福祉費の支給を行っていた対象疾病該当妊産婦については、施行日から出産日の翌月末まで、改正前の条例を適用する経過措置を設ける。				

4 議案第5号 土浦市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について

改正の趣旨	「幼稚園教育要領」（平成20年文科省告示）において、教育時間終了後等に行う教育活動を実施することとされ、新たに預かり保育を実施するための保育料を規定
改正の主な内容	<p>市立幼稚園において、新たに預かり保育を実施。</p> <p>実施時間 午後2時から午後4時まで</p> <p>実施幼稚園 全市立幼稚園</p> <p>対象者 幼稚園の在園児（園長の許可を要する）</p> <p>○従前の保育料は「保育料」と称し、その額は、園児1人につき月額6,000円（金額の変更なし）とする。（第1条）</p> <p>○新たな「預かり保育料」の額は、園児1人につき日額400円とし、月4,000円を上限とする。（第1条の2）</p> <p>○その他文言の整理</p>
施行日	平成23年4月1日

5 議案第6号 土浦市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

改正の趣旨	「幼稚園、小・中学校の適正規模・適正配置検討委員会」の提言を踏まえ、園児数が減少している土浦市立土浦幼稚園と土浦市立いくぶん幼稚園を統廃合するための改正
改正の主な内容	<p>「土浦幼稚園」を「いくぶん幼稚園」所在地に移転し、「いくぶん幼稚園」を廃園するため等の別表の全部改正。</p> <p>○「土浦幼稚園」の位置を「いくぶん幼稚園」所在の位置にする改正 「大手町13番1号」⇒「文京町9番6号」</p> <p>○学校・幼稚園の設置を定めた別表から、「いくぶん幼稚園」を削除</p> <p>○その他別表中の名称・位置の表記の整理</p>
施行日	平成24年4月1日
その他	平成23年度は移転に伴う準備期間とする。

6 議案第7号 土浦市青少年センター条例の一部改正について

改正の趣旨	平成22年9月に実施した事業仕分けの判定結果を踏まえ、青少年センター利用者の利便性の向上を図るため、開館時間や休館日を見直す。
改正の主な内容	<p>○青少年センターの休館日の変更（第4条）</p> <p>現行規定では、月曜日、祝日法の祝日、年末年始のほか、振替休日（祝日法による休日、主に月曜日）の翌日も休館日になり、公民館等の他の施設の休館日より多くなるので、整合を図るため、祝日法に係る規定を改める。</p> <p>現行：「国民の祝日に関する法律に規定する休日」（その日が月曜日に当たるときは、その翌日）</p> <p>改正：「国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日」（その日が月曜日に当たるときは、その翌日）</p> <p>○こどもランドの開館時間の延長（第5条）</p> <p>午前9時から午後4時30分まで ⇒ 午前9時から午後5時まで 30分延長</p> <p>○こどもランドの利用者の範囲（第6条）</p> <p>こどもランドを利用できる児童を、おおむね12歳以下に限定することにより、内容の充実、利用促進を図る。</p> <p>現行 18歳未満の児童（児童福祉法の規定による児童）</p> <p>改正 おおむね12歳以下の児童</p>
施行日	平成23年7月1日 休館日（第4条）の改正規定は、平成23年4月1日

7 議案第8号 土浦市子育て交流サロン条例の制定について

条例の趣旨	児童福祉法に基づく地域子育て支援拠点事業を実施するための施設として、子育て交流サロンの設置及び管理に関する事項を定める。	
条例の主な内容	○子どもの健全な育成と子育て家庭の福祉の増進に寄与するため、「土浦市子育て交流サロン」を設置する。(第2条)	
	土浦市子育て交流サロン「わらべ」	土浦市中高津一丁目19番20号
	土浦市子育て交流サロン「のぞみ」	土浦市東真鍋町2番5号
	○子育て交流サロンの事業の規定(第3条)	
	①地域子育て支援拠点事業	
	ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進	
	イ 子育て等に関する相談・援助	
	ウ 地域の子育てに関する情報の提供	
	エ 子育て・子育て支援に関する講習等	
	②その他	
	○子育て交流サロンの休館日の規定(第4条)	
	①日曜日	
	②国民の祝日に関する法律に定める休日	
	③12月29日～1月3日	
	○開館時間(第5条) 午前9時から午後5時まで	
	○使用料は無料とする(第7条)	
	○その他、子育て交流サロンの設置及び管理に必要な事項を規定	
施行日	平成23年4月1日	

8 議案第9号 土浦市新治柔剣道場条例の廃止について

廃止の趣旨	○新治中学校の柔剣道場建設に伴い、同校敷地内にある「新治柔剣道場」は用途廃止し解体するための廃止 (昭和51年建築, 379.52㎡) ※ 従来、新治中学校では、「新治柔剣道場」を使用していた。
施行日	平成23年4月1日 本条例廃止に伴い、関係条例の一部を改正する。(付則)

【予 算】（11件）

- 1 議案第10号 平成23年度土浦市一般会計予算
- 2 議案第11号 平成23年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 3 議案第12号 平成23年度土浦市駐車場事業特別会計予算
- 4 議案第13号 平成23年度土浦市国民健康保険特別会計予算
- 5 議案第14号 平成23年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算
- 6 議案第15号 平成23年度土浦市介護保険特別会計予算
- 7 議案第16号 平成23年度土浦市下水道事業特別会計予算
- 8 議案第17号 平成23年度土浦市公設地方卸売市場事業特別会計予算
- 9 議案第18号 平成23年度土浦市農業集落排水事業特別会計予算
- 10 議案第19号 平成23年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計予算
- 11 議案第20号 平成23年度土浦市水道事業会計予算

☆ 予算総括表

千円

会計別		平成23年度	平成22年度	比較
一般会計		50,010,000	46,570,000	3,440,000
特別会計	公共用地先行取得事業	1,525,788	1,409,111	116,677
	駐車場事業	250,659	246,826	3,833
	国民健康保険	14,920,927	14,404,354	516,573
	老人保健	0	5,192	▲5,192
	後期高齢者医療	1,212,502	1,202,594	9,908
	介護保険	7,854,136	7,300,790	553,346
	下水道事業	5,317,500	5,004,343	313,157
	公設地方卸売市場事業	123,120	251,126	▲128,006
	農業集落排水事業	126,441	113,111	13,330
	土浦駅前北地区市街地再開発事業	2,063,781	72,596	1,991,185
	水道事業	4,594,146	4,754,957	▲160,811
特別会計 計	37,989,000	34,765,000	3,224,000	
合 計		87,999,000	81,335,000	6,664,000

一般会計歳入歳出予算の主な科目（款）

千円

区 分		平成 23 年度	平成 22 年度	比較
歳入	市税	22,654,801	22,927,931	▲273,130
	地方譲与税	521,000	470,000	51,000
	各県税交付金	1,732,000	1,688,000	44,000
	地方交付税	3,736,000	2,316,000	1,420,000
	国庫支出金	7,293,809	5,740,191	1,553,618
	県支出金	2,480,576	2,461,586	18,990
	繰入金	707,285	4,958	702,327
	諸収入	2,764,283	3,696,976	▲932,693
	市債	5,972,100	5,060,500	911,600
	その他	2,148,146	2,203,858	▲55,712
	合 計	50,010,000	46,570,000	3,440,000
歳出	議会費	450,694	338,151	112,543
	総務費	5,361,276	5,017,329	343,947
	民生費	15,559,836	14,697,596	862,240
	衛生費	3,822,242	2,729,528	1,092,714
	農林水産業費	817,843	837,748	▲19,905
	商工費	946,869	926,954	19,915
	土木費	9,363,199	7,457,975	1,905,224
	消防費	1,950,064	1,954,361	▲4,297
	教育費	5,019,575	4,585,921	433,654
	公債費	5,032,612	5,363,247	▲330,635
	諸支出金	1,645,790	2,621,190	▲975,400
	予備費	40,000	40,000	0
	合 計	50,010,000	46,570,000	3,440,000

【市道の認定等】（5件）

1 議案第21号 市道の路線の認定について（7路線）

中109号線	概要	道路交換による認定		
	起点	中 742	終点	中 187-199
	延長	490.00m	幅員	5.00m～10.00m
中110号線	概要	道路交換による認定		
	起点	中 705-4	終点	中 710-1
	延長	116.00m	幅員	3.99m～7.00m
中111号線	概要	道路交換による認定		
	起点	中 647-1	終点	中 648-1
	延長	20.74m	幅員	1.95m～2.50m
新治Ⅱ級11号線	概要	旧道の移管引継による認定（旧県道藤沢・荒川沖線）		
	起点	藤沢 1457	終点	藤沢新田 479-2
	延長	2,000m	幅員	5.60m～20.00m
Ⅱ級22号線	概要	旧道の移管引継による認定（旧一般県道石岡田伏土浦線）		
	起点	手野町 1518-1	終点	手野町 27-6
	延長	1,370m	幅員	4.40m～12.00m
Ⅰ級44号線	概要	旧道の移管引継による認定（旧一般国道125号線）		
	起点	真鍋六丁目 2177-3	終点	西並木町 3785-1
	延長	3,034m	幅員	10.20m～32.70m
Ⅱ級23号線	概要	旧道の移管引継による認定（旧主要地方道土浦境線）		
	起点	田中二丁目 1864	終点	矢作 1966
	延長	3,139m	幅員	5.10m～16.60m

2 議案第22号 市道の路線の変更について

小松三丁目28号線	概要	終点位置の移動による変更	
		変更前	変更後
	起点	自 小松二丁目 1070-4	自 小松二丁目 1070-4
	終点	至 小松三丁目 838-4	至 小松三丁目 819-4
	延長	271.51m	373.00m
幅員	6.60m～13.15m	6.60m～13.30m	

3 議案第23号 市道の路線の廃止について（8路線）

中27号線（一部）	概要	道路交換による一部廃止		
	起点	中609-3	終点	中172-1
	延長	267.63m	幅員	2.7m
中30号線（一部）	概要	道路交換による一部廃止		
	起点	中187-172	終点	中623-5
	延長	141.37m	幅員	2.30m
中38号線（一部）	概要	道路交換による一部廃止		
	起点	中742	終点	中744-1
	延長	122.44m	幅員	2.56m
中39号線	概要	道路交換による廃止		
	起点	中186-イ	終点	中732
	延長	499.68m	幅員	2.58m
中40号線（一部）	概要	道路交換による一部廃止		
	起点	中1592	終点	中635-1
	延長	299.29m	幅員	2.41m
中42号線	概要	道路交換による廃止		
	起点	中702-1	終点	中705-1
	延長	172.47m	幅員	3.05m
中43号線（一部）	概要	道路交換による一部廃止		
	起点	中702-2	終点	中668-8
	延長	226.84m	幅員	2.08m
中45号線（一部）	概要	道路交換による一部廃止		
	起点	中660-1	終点	中648-1
	延長	196.79m	幅員	2.11m

※ 一部廃止は、廃止する区間の起点・終点、延長、幅員を示す。

4 議案第24号 字の区域の変更について

手野地区において、土地改良事業が施行されたことに伴う、字の区域の一部変更
地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経て定める。

現在の160の字を、石田、上郷、下郷、中郷の4つに集約する。

事業名	経営体育成基盤整備事業手野Ⅱ期地区（茨城県施行）
事業面積	154.7ha
換地処分予定日	平成23年10月

5 議案第25号 土浦石岡地方広域市町村圏協議会の廃止について

- ・昭和40年代前半の高度経済成長の中で、モータリゼーションや日常生活圏域の広域化を背景とし広域市町村圏施策が開始されたが、社会経済情勢の変化や市町村合併の進展等の中で、当初の役割を終えたとして、平成21年3月31日に廃止され、今後の広域連携は自主的な協議によるとされた。
- ・昭和46年8月23日に設立した土浦石岡地方広域市町村圏協議会（現在の構成市町：土浦市，石岡市，かすみがうら市，小美玉市，阿見町）は，構成各市町による協議を重ねた結果，初期の目的は十分達成されたことから，国の広域行政圏の方針転換を機会に廃止する。
- ・廃止時期は，第4次土浦石岡地方広域市町村圏計画の計画期間が満了する平成23年3月31日とする。
- ・本協議会の廃止は，地方自治法第252条の6の規定により，構成市町の議会の議決を経て、連名で知事に届出なければならない。

平成 23 年第 1 回市議会定例会追加議案

【条 例】（1 件）

1 議案第 26 号 土浦市暴力団排除条例の制定について

条例の趣旨	<p>暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活の確保と社会経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号。平成 23 年 4 月 1 日施行）と相互に補完するもの。</p>
条例の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○暴力団、暴力団員等の定義を定める。（第 2 条） ○暴力団の排除は、暴力団を恐れず、資金を提供しない、利用しないことを基本とし、市、市民等、関係機関・団体が連携・協力して推進されなければならない、とする基本理念を定める。（第 3 条） ○基本理念にのっとり、暴力団排除に関する市、市民、事業者の役割を定める。（第 4 条、第 5 条） ○不当要求や公共工事等に関し、市は必要な措置を講じるものとする。（第 6 条、第 7 条） ○市は、中学校において、生徒の暴力団への非加入、暴力団員による犯罪被害の防止のため、必要な教育が行われるよう措置を講じるとともに、青少年の育成に携わる者が指導・助言その他適切な措置を講ずることができるよう、支援・協力する。（第 8 条） ○市は、市民等に対し情報の提供等の支援を行い、広報・啓発を行う。（第 9 条、第 10 条）
施行日	<p>平成 23 年 7 月 1 日</p> <p>茨城県暴力団排除条例の施行日に合わせた施行</p>

【補正予算】（9件）

- 1 議案第27号 平成22年度土浦市一般会計補正予算（第11回）
- 2 議案第28号 平成22年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1回）
- 3 議案第29号 平成22年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）
- 4 議案第30号 平成22年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）
- 5 議案第31号 平成22年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）
- 6 議案第32号 平成22年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第4回）
- 7 議案第33号 平成22年度土浦市下水道事業特別会計補正予算（第5回）
- 8 議案第34号 平成22年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計補正予算（第3回）
- 9 議案第35号 平成22年度土浦市水道事業会計補正予算（第2回）

☆ 補正予算総括表

千円

会 計	補正前の額	補正額	補正後計
一般会計	49,472,355	1,887,880	51,360,235
公共用地先行取得事業特別会計	1,409,111	167,371	1,576,482
駐車場事業特別会計	252,277	▲700	251,577
国民健康保険特別会計	14,405,573	164,899	14,570,472
後期高齢者医療特別会計	1,204,145	5,067	1,209,212
介護保険特別会計	7,313,260	119,571	7,432,831
下水道事業特別会計	5,005,068	▲4,100	5,000,968
土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計	102,094	0	102,094
水道事業会計	4,749,144	12,530	4,761,674
全 会 計	84,207,513	2,352,518	86,560,031

※ 土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計補正予算は、財源更正を行う。

一般会計歳入歳出補正予算の主な科目（款）

千円

区 分		補正前の額	補正額	補正後計
歳入	市税	22,927,931	▲302,717	22,625,214
	地方譲与税	470,000	67,445	537,445
	各県税交付金	1,701,442	▲38,556	1,662,886
	地方交付税	2,316,000	1,135,862	3,451,862
	国庫支出金	7,168,982	54,433	7,223,415
	県支出金	2,591,322	121,035	2,712,357
	繰越金	140,769	716,165	856,934
	諸収入	3,701,323	21,461	3,722,784
	市債	6,252,700	120,900	6,373,600
	その他	2,201,886	▲8,148	2,193,738
	合 計	49,472,355	1,887,880	51,360,235
	歳出	総務費	5,054,860	1,019,103
民生費		14,729,323	405,217	15,134,540
衛生費		3,649,608	▲10,216	3,639,392
農林水産業費		898,100	▲12,465	885,635
商工費		943,353	84,050	1,027,403
土木費		7,624,935	▲109,990	7,514,945
消防費		1,937,755	44,405	1,982,160
教育費		6,274,864	292,399	6,567,263
公債費		5,363,247	175,377	5,538,624
合 計		49,472,355	1,887,880	51,360,235

☆ 補正予算の主なもの

- ・普通地方交付税の増 1,135,862 千円
- ・庁舎建設基金積立金の増 503,180 千円
- ・市債管理基金積立金の増 534,693 千円
- ・国民健康保険特別会計繰出金の増 472,619 千円
- ・子ども手当の減 ▲219,739 千円

平成 23 年第 1 回市議会定例会最終日追加議案

【人 事】（1 件）

1 議案第 36 号 土浦市公平委員会委員の選任の同意について

任期満了の委員 山口雄三 委員 H23.3.24 任期満了 3 期

（根拠）

○選任（地方公務員法第 9 条の 2）

委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、**議会の同意**を得て、地方公共団体の長が選任する。

○任期（地方公務員法第 9 条の 2）

委員の任期は、4 年とする。